

先生各位

## 診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0611 第 1 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和3年6月11日より適用

《改正内容》

改正後	現行
TARC ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合は、月 1 回を限度として算定できる。 イ COVID-19 と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中の TARC 量を測定する場合は、一連の治療につき 1 回を限度として算定できる。	TARC TARC は、血清中の TARC 量を測定する場合に月 1 回を限度として算定できる。